

■ 地域が要件となる加算が設けられているサービスと当県で該当のある根拠法一覧

加算名称	特別地域加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等へのサービス提供加算
加算率	15%	10%	5%
対象サービス	訪問介護 訪問入浴介護（予防含む） 訪問看護（予防含む） 訪問リハビリテーション（予防含む）	訪問介護 訪問入浴介護（予防含む） 訪問看護（予防含む） 訪問リハビリテーション（予防含む）	訪問介護 訪問入浴介護（予防含む） 訪問看護（予防含む） 訪問リハビリテーション（予防含む）
	居宅療養管理指導（予防含む）	居宅療養管理指導（予防含む）	居宅療養管理指導（予防含む）
			通所介護 通所リハビリテーション（予防含む） 認知症対応型通所介護（予防含む）
	福祉用具貸与（予防を含む）	福祉用具貸与（予防を含む）	福祉用具貸与（予防を含む）
	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護(予防含む) 看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護（予防含む） 看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護
対象地域 (奈良県関係)	①振興山村	②辺地 ③過疎地域 ④半島地域 ⑤特定農山村地域	①振興山村 ②辺地 ③過疎地域 ④半島地域 ⑤特定農山村地域 いずれも「通常の事業の実施地域」外 の利用者に限る(平成21年厚告83号)

■ 地域が要件となる加算の対象地域を定めた根拠法と大臣告示の比較（奈良県）

根拠法と加算の関連		平24厚告120	平21厚告83	平21厚告83
		特別地域加算 (+15%)	中山間地域等における 小規模事業所加算 (+10%)	中山間地域等への サービス提供加算 (+5%)
山村振興法	①振興山村（7条1項）	○ (3号)		○ (ホ)
辺地に係る公共的施設の総合整備のための 財政上の特別措置等に関する法律	②辺地（2条1項）		○ (ロ)	○ (ニ)
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別 措置法	③過疎地域（2条2項）		○ (ホ)	○ (リ)
半島振興法	④半島振興対策実施地域 (2条1項)		○ (ハ)	○ (ト)
特定農山村地域における農林業等の活性化 のための基盤整備の促進に関する法律	⑤特定農山村地域（2条1項）		○ (二)	○ (チ)

※特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域